

定 款

株式会社 ヤ ギ

株式会社 ヤギ 定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は株式会社ヤギと称し、英文ではYAGI&CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 各種繊維製品およびその原料の輸出入ならびに売買業
2. 各種工業薬品、化学製品、医薬品、医薬部外品、その他の物資およびその原料の輸出入ならびに売買業
3. 各種工業品、肥料、油脂、砂糖、果汁、鉱産物、農林産物および畜産物の輸出入ならびに売買業
4. 各種機械の輸出入および売買業
5. 各号に掲げる商品の製造加工業、問屋業、仲立業、生命保険代理業、損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに之等に付帯する一切の業務
6. 不動産の売買および賃貸借業
7. 羽毛、羊毛、毛皮、皮革製品、スポーツ用品、インテリア用品、装身具、日用品雑貨、事務用機械器具および事務用品の輸出入ならびに売買業
8. 電子計算機およびその周辺機器の輸出入ならびに売買業
9. コンピューターのソフトウェアの開発、作成および販売業務
10. 工業所有権、著作権等の無体財産権の取得、貸与および販売業務
11. 化粧品、健康食品、美容機器、その他美容関連商品の企画、製造、輸出入ならびに売買業
12. 飲料（アルコール、酒類、アルコール含有飲料を含む）、食料品、農畜産物および水産物の輸出入ならびに製造加工業、売買業
13. 倉庫業、港湾運送業、通関業、貨物利用運送事業および運送代理業
14. 情報処理・提供およびその他の情報サービス業ならびに広告業
15. 観光・スポーツ・研修・保育・旅館および飲食店の施設および経営ならびに旅行業
16. 各種イベントの企画、運営および実施
17. 人材紹介および人材派遣事業
18. 前各号に関連する調査、企画、研究、開発およびコンサルティング業
19. 前各号に付帯関連する一切の業務

（本店の所在地）

第3条 当会社は本店を大阪市に置く。

（機 関）

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

（公告方法）

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

（発行可能株式総数）

第6条 当会社の発行可能株式総数は、45,568,000 株とする。

（自己の株式の取得）

第7条 当会社は、会社法第165 条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第8条 当会社の単元株式数は100 株とする。

（株主名簿管理人）

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規程）

第10条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

（招集の時期）

第11条 当会社の定時株主総会は毎事業年度末日の翌日から3月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

（定時株主総会の基準日）

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

（株主総会の招集者および議長）

第13条 株主総会は取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。

2. 株主総会の議長は取締役社長がこれに当たる。取締役社長に差支えがあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

（総会の決議要件）

第14条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほかは、出席株主の議決権の過半数をもって行なう。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。

（議決権の代理行使）

第15条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとする場合は、その代理人は当会社の議決権を有する株主1名に限る。

2. 株主または代理人は、代理権を証する書面を各総会毎に当会社に差出さなければならない。

（電子提供措置等）

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、会社法第325条の2に定める電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに会社法第325条の5に定める書面交付を請求した株主に対して交付する書面に、記載することを要しないものとする。

第 4 章 取締役および取締役会

（取締役の員数）

第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、15 名以内とする。

2．当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

（取締役の選任）

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。

3．取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

4．当会社は、会社法第329条第3項により法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5．前項の補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。

（取締役の任期）

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2．監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

3．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

（取締役会の招集および議長）

第20条 取締役会は取締役社長が招集しその議長となる。取締役社長に差支えがあるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

2．取締役会の招集通知は各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。

（代表取締役および役付取締役）

第21条 取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長1

名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。

2. 取締役社長は当会社を代表する。
3. 取締役社長のほか、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、当会社を代表する取締役を選定することができる。

（相談役および顧問の委嘱）

第22条 取締役会の決議をもって当会社に相談役および顧問を置くことができる。

（取締役会の決議の省略）

第23条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会規程）

第24条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して株主総会の決議によって定める。

（取締役への重要な業務執行の決定の委任）

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役の責任免除）

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。

ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。

第 5 章 監査等委員会

（監査等委員会の権限）

第28条 監査等委員会は、法令または本定款に定めのある事項を決定するほか、その職務遂行のために必要な権限を行使する。

（常勤の監査等委員）

第29条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）

第30条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。
ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。

（監査等委員会規程）

第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第32条 会計監査人は、株主総会において選任する。

（会計監査人の任期）

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第 7 章 計 算

（事業年度）

第34条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

（剰余金の配当の基準日）

第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

（中間配当）

第36条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行なうことができる。

（配当の除斥期間）

第37条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、当社は支払の義務を免れる。

2. 前項の未払配当金には利息をつけない。

【附則】

（監査役の責任免除に関する経過措置）

当社は、会社法第426条第1項の規定により、2017年6月開催の第105期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

【附則2】

1. 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

以上

1966年12月23日一部改定
1967年10月17日一部改定
1967年12月25日一部改定
1969年12月23日一部改定
1970年12月23日一部改定
1971年12月23日一部改定
1974年12月24日一部改定
1981年1月27日一部改定
1984年1月27日一部改定
1989年1月31日一部改定
1990年1月31日一部改定

1993年 1 月29日一部改定
1994年 1 月31日一部改定
1996年 1 月30日一部改定
1998年 1 月29日一部改定
2000年 1 月28日一部改定
2001年 1 月30日一部改定
2002年 1 月30日一部改定
2002年 6 月27日一部改定
2003年 6 月27日一部改定
2004年 6 月29日一部改定
2005年 6 月29日一部改定
2005年 8 月 1 日一部改定
2006年 6 月29日一部改定
2009年 6 月26日一部改定
2015年 6 月26日一部改定
2017年 6 月29日一部改定
2022年 6 月29日一部改定